

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

本巢市長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	マイナンバー管理システム、国税連携システム、エルタックスシステム、イータックスシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
ワンストップ特例申請者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第3項 ・地方税法(昭和25年法律第226号)附則第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画部企画広報課
②所属長の役職名	企画部企画広報課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巢市 企画部 企画広報課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-5142
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巢市 企画部 企画広報課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-5142
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	[]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手は、ワンストップ特例マイナンバー管理システム(motiONE)により行うこととしている。当システムは、寄附者が同意した場合にのみ情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外や目的外の情報を入手することはない。また、入手した情報は、寄附者の居住自治体へ税情報として提供するため、当市税務課eL-Taxシステムに提供するが、情報の盗用や紛失を防ぐため税務課提供データが居住自治体に送付されたことを確認できるようシステム構築がされている。これらの対策を講じていることから、リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に本巢市情報セキュリティポリシーを策定し、遵守している。</p> <p>また、万一特定個人情報ファイルの滅失・毀損等が発生した場合は、復旧ができるよう、バックアップを保管している。</p> <p>以上のことから、対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-7-請求先	本巢市総務部総務課	本巢市企画部企画財政課	事後	
令和1年6月1日	I-8-連絡先	本巢市総務部総務課	住所:岐阜県本巢市文殊324番地 電話番号: 0581-34-5024	事後	
令和1年6月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	II-2-取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和1年6月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年5月28日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	本巢市企画部企画財政課	本巢市 企画部 企画財政課 〒501-1292 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-5024	事後	
令和2年5月28日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住所:岐阜県本巢市文殊324番地 電話番号: 0581-34-5024	本巢市 企画部 企画財政課 〒501-1292 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-5024	事後	
令和3年8月16日	I-1-③システムの名称	ふるさと納税システム、国税連携システム、エルタックスシステム、イータックスシステム	マイナンバー管理システム、国税連携システム、エルタックスシステム、イータックスシステム	事後	
令和5年7月24日	II-1-いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年7月24日	II-2-取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和5年7月24日	II-2-いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年7月16日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-①部署	企画部企画財政課	企画部企画広報課	事後	
令和6年7月16日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	企画部企画財政課長	企画部企画広報課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月16日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巢市 企画部 企画財政課 〒501-1292 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-5024	本巢市 企画部 企画広報課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-5142	事後	
令和6年7月16日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市 企画部 企画財政課 〒501-1292 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-5024	本巢市 企画部 企画広報課 〒501-0491 岐阜県本巢市早野255番地 058-323-5142	事後	
令和7年3月27日	II-1-いつ時点の計数か	令和5年1月31日	令和7年1月31日	事後	
令和7年3月27日	II-2-いつ時点の計数か	令和5年1月31日	令和7年1月31日	事後	
令和8年3月27日	II-1-いつ時点の計数か	令和7年1月31日	令和8年1月31日	事後	
令和8年3月27日	II-2-いつ時点の計数か	令和7年1月31日	令和8年1月31日	事後	